

第4節 食品の安全確保

現状と課題

食品安全推進計画

- 平成30年の食品衛生法及び食品表示法の改正により HACCP¹⁾に沿った衛生管理の導入、食品等のリコール情報の報告制度の新設など多くの制度改正が行われました。これらの新制度に迅速・的確に対応するため、令和3年2月、都は食の安全を確保する施策を一層推進するため「東京都食品安全推進計画」²⁾を改定しました。特に重点的に取り組む施策として、HACCPの導入・定着の支援や食品安全に関する健康危機管理体制の強化、リスクコミュニケーション³⁾の推進等を「重点施策」として位置付けています。

食中毒対策

- 都内における食中毒は、年間100件前後で推移しています。圏域では、令和5年にウエルシュ菌による患者数60名を超える大規模食中毒が発生しました。また、生又は加熱不十分な鶏肉を原因とするカンピロバクター食中毒やアニサキス食中毒が依然として発生しています。
- これらを踏まえ、保健所では食品等事業者（以下「事業者」という。）に対し、監視指導や衛生講習会を通じて食品の衛生的な取扱いや従事者の健康管理等について指導を徹底しています。消費者に対しては、情報誌の発行など食中毒防止に関する普及啓発を行っています。

【圏域における食中毒発生状況（多摩立川保健所）】

年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件数	1	3	4	2	3
患者数（人）	1	25	33	12	71

食品の適正表示

- 令和5年3月、食品表示法に基づく食品表示基準の一部を改正する内閣府令が公布され、食物アレルギーの義務表示対象品目として「くるみ」を追加するほか、遺伝子組換え表示制度に係る改正がされました。保健所は新たな食品表示制度を事業者へ周知して、新表示への切り替えを促進するとともに、消費者に対して制度の普及啓発を行っています。

1) HACCP（ハサップ）：Hazard Analysis Critical Control Point（危害分析重要管理点方式）の略。食品の衛生管理の手法で、食品の製造工程における危害度を分析し、食中毒などの危害を発生させる危険性の高い部分を重点的に管理するシステム。

2) 「東京都食品安全推進計画」：生産から消費に至る各段階で、食品の安全確保に関する施策を推進し、食に対する都民の信頼を確保することを目的とする全庁横断的な計画。現計画では、食品衛生法等の改正に伴う新制度への対応など近年の食品安全に関する課題を整理するため、計画期間を令和3年度から7年度（2025年度）までの5年間とした。

3) リスクコミュニケーション：消費者、事業者、行政担当者やその他の関係者の間で情報及び意見を相互に交換することにより、リスクに関する正しい情報を共有し、その問題についての理解を深め、お互いによりよい決定ができるよう合意を目指すために行うコミュニケーションのこと。リスクコミュニケーションを行うことで関係者の間に信頼と安心が育ち、リスクを低減していくための共通の姿勢をもつことができる。

【食品関係施設監視指導件数（多摩立川保健所実績）】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	20,355	9,598	6,383	5,844	6,722

【要因別苦情件数（多摩立川保健所実績）】（令和5年度）

合計※	有症	異味 異臭	異物 混入	表示	従事者	食品器 具取扱	施設 設備	その他
333	140	17	51	18	30	47	23	46

※ 1件の苦情で複数の内容にわたることがあるため、合計は一致しない。

HACCPの取組支援

○ 食品の安全確保は、事業者の責務であり、食中毒等による健康被害の発生を未然に防止するためには、事業者による自主的な衛生管理を一層推進させることが必要です。平成30年6月に食品衛生法改正により全ての食品等事業者に対して HACCP に沿った衛生管理を義務付けました。保健所においても、こうした動きを踏まえ、事業者への制度の周知や技術的支援を行い、HACCPの導入及び定着を支援しています。

○ また、保健所は、食中毒を発症した場合に重症化するおそれのある乳幼児や高齢者等に食事を提供する社会福祉施設、食中毒が発生した場合に大規模化しやすい学校給食、弁当調理等の大量調理施設における自主的衛生管理の推進についても、重点的な取組を行っています。保健所は、これらの施設における食中毒の発生を防止するため、事業者の自主的衛生管理の推進を支援しています。また、事故発生時には迅速かつ的確に対応して被害の拡大防止を図れるよう、関係機関との連携体制の整備・強化に努めています。

リスクコミュニケーション

○ 食品の安全確保推進のためには、消費者、事業者及び行政担当者が、食の安全に関する情報を共有することが重要です。そこで、都は「食の安全都民フォーラム」や「食の安全都民講座」の開催など、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを推進しています。また、「たべもの安心ねット」、「健康だより」等の広報紙・誌の発行、保健所ホームページを通じて、食品の安全に関する普及啓発を行っています。

【食品衛生講習会開催状況（多摩立川保健所実績）】（令和5年度）

講習会内容（対象者）	実施回数	参加人数
食品衛生講習会（営業者）	57	2,643※
食品衛生講習会（消費者）	4	67

※ 営業者向け講習会の参加人数にはWEB講習会動画の受講を含む。



第95号



第96号

「たべもの安心ねット」

今後の取組

(1) 「東京都食品安全推進計画」に基づき、食品安全行政を推進します

保健所は、圏域における食品の安全を確保し、消費者の食品に対する信頼を確保するため、圏域各市、関係機関及び関係団体と連携・協力して、「東京都食品安全推進計画」に基づく総合的な食品安全行政を推進します。

(2) HACCP の普及・定着を支援し、食中毒防止対策を推進します

保健所は、食中毒の発生を未然に防止するため、事業者に対する監視指導や検査を実施します。また、衛生講習会や食品衛生協会の自治指導員¹⁾による巡回指導などの機会を通じて、事業者に対して HACCP に沿った衛生管理の普及・定着を支援します。特に、乳幼児や高齢者等に食事を提供する社会福祉施設及び学校や弁当調理等の大量調理施設については、関係機関とも連携して、重点的に HACCP の定着を支援します。

(3) 食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進します

保健所は、広報紙「たべもの安心ねット」やホームページ、講習会等を活用して食の安全に関する最新情報を提供し、事業者や消費者とのリスクコミュニケーションを推進します。

また、圏域各市、関係機関・関係団体との連携を密にして意見交換を行い、家庭や学校、保育所等で食中毒が発生しないよう食品衛生知識の普及啓発に努めます。

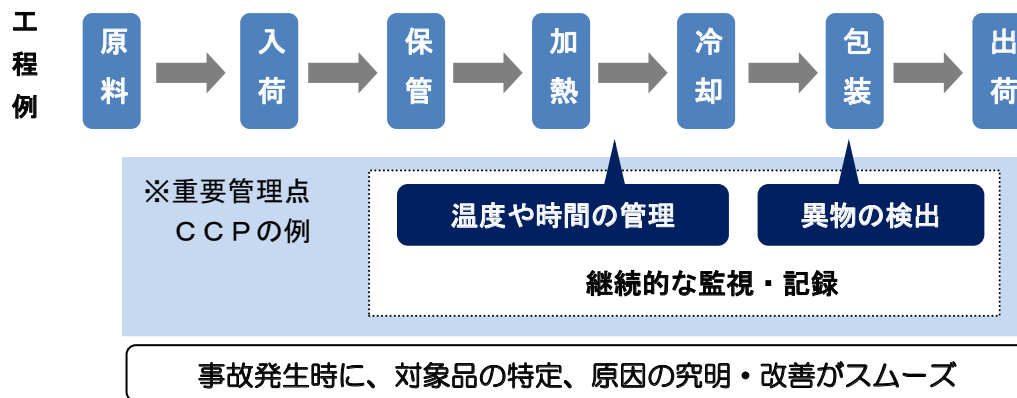
重点プラン17	HACCP の普及・定着を支援し、食中毒防止対策を推進します
指 標 ⑮	食品関係事業者への HACCP の普及による食中毒防止
ベースライン	
指標の方向	充実させる

1) 自治指導員：一般社団法人東京都食品衛生協会が、会員施設における食品衛生の向上と自主的な衛生管理の確立のために設けている制度。自治指導員は保健所と協力して、会員施設の現場簡易検査の実施や自主管理点検表の活用など自主的衛生管理の取組を支援するほか、食品衛生街頭相談や消費者懇談会への参加などを通じて地域における食品衛生の向上のために活動している。

コラム

HACCPによる衛生管理

HACCP（ハサップ）とは、事業者自らが、食品の安全を脅かす可能性のある食中毒菌等の危害要因を分析（HA：Hazard Analysis）した上で、原料の入荷から製品の出荷・提供までの一連の工程の中で、その危害要因を除去・低減させるために特に重要な工程（CCP：Critical Control Point）を適切に管理することで製品の安全を確保する衛生管理手法です。



★HACCPで管理する危害要因の例

- ・生物的要因：細菌、ウイルス、寄生虫等
- ・化学的要因：洗浄剤、食品添加物、農薬、動物用医薬品、アレルギー、自然毒等
- ・物理的要因：硬質異物（石、ガラス、金属等）

コラム

動画を活用した効率的・効果的な普及啓発事業の推進（衛生講習会）

令和3年6月から原則全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理が義務化され、HACCPの導入・定着が課題となっています。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、従来実施してきた集合型の講習会が開催できない状況が続きました。

そこで、従来の集合形式による講習会に加えて、AI技術を活用して講習会動画を作成しオンラインで配信する形式を令和4年度から開始しました。これにより、講習会の受講方法の選択肢が広がり、また、受講方法を丁寧に周知したことで受講者数が大幅に増加し、より多くの事業者へ効果的に普及啓発することができました。

令和5年度は、多摩立川保健所が各保健所に呼びかけ、オンライン講習会用の動画作成を共同で行いました。これにより、①より質の高い動画の作成と共有、②食品事業者への統一的情報提供、③保健所の業務負担軽減につながりました。

第5節 生活衛生対策

現状と課題

環境衛生営業施設等の衛生確保

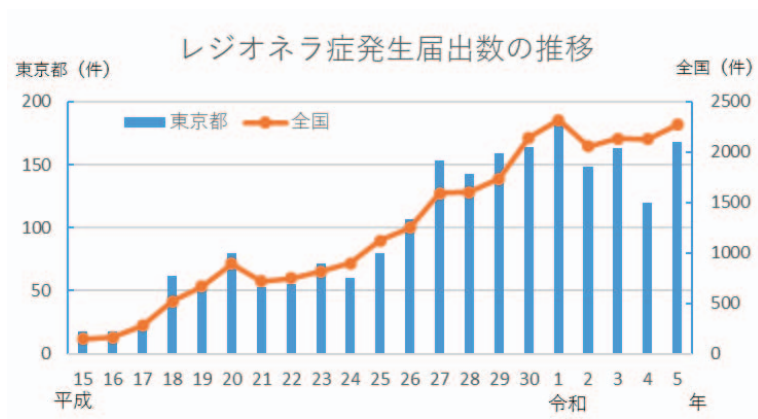
- 保健所は、住民の日常生活に密接な関係を持つ理・美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場等の環境衛生関係営業施設及びプールの衛生水準を維持・向上するため、法令に基づき営業許可事務や立入検査等を実施しています。環境衛生関係営業施設は更新手続きが不要なため、営業許可時の施設検査による確認と定期的な監視指導が特に大切です。また、圏域では JR 立川駅周辺の再開発が一段落し、ビジネスホテルや理・美容所等が集積していることから、これらの事業者に対する衛生指導の徹底が重要となっています。
- プールについては、都条例で構造設備や安全・衛生管理の基準を定めており、保健所は、プールの安全・衛生管理を確保するため、毎年度、全施設を対象に監視指導を行っています。また、プール開きの前に、営業プール及び学校プールの経営者・管理者や幼稚園・保育所のプール管理者を対象とした講習会を開催しています。なお、学校教育活動として位置付けられる学校プールについては、「学校保健安全法」でも管理の方法が規定されています。

レジオネラ症予防対策

- レジオネラ症は、レジオネラ属菌¹⁾によって起きる感染症で、「感染症法」の四類感染症²⁾に指定されており、発生届出件数は全国的に増加傾向にあります。国内では主に入浴施設等を発生源とした感染事例が報告されており、死亡者も発生しています。レジオネラ属菌は土壌中の常在菌ですが、公衆浴場や旅館の入浴施設、加温プール等で増殖することがあります。レジオネラ症の発生を予防するため、施設管理者は、日頃から施設の衛生管理に努める必要があります。
- 保健所では、これらの施設に対する立入検査や施設管理者に対する講習会を行い、レジオネラ症の発生防止に向けて、施設における衛生管理の徹底を指導しています。

1) レジオネラ属菌：土壌や河川、湖沼等の自然界に広く生息している細菌で、ビル空調用冷却塔や循環式浴槽等の人工環境中で大量に増殖することがある。一般に 36℃前後が最も増殖に適しているといわれる。

2) 四類感染症：四類感染症とは、動物、飲食物などの物件を介してヒトに感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症である。媒介動物の輸入規制、消毒、物件の廃棄などの物的措置が必要とされる。



出典：国立感染症研究所、東京都感染症情報センター公表データに基づき作成

【行政検査におけるレジオネラ属菌検出率の推移（多摩立川保健所実績）】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検出率（％）※	11.0	4.2	4.6	6.5	13.4	7.7

※ レジオネラ属菌が検出された施設の割合（圏域内の公衆浴場、旅館、プール）

- レジオネラ症は、免疫力が低下しているなど、病気に対する抵抗力の弱い人が発症しやすい傾向があります。高齢者等が利用する社会福祉施設及び有料老人ホーム等では、入浴施設の水質管理や設備点検等を適切に実施することでレジオネラ症を予防する必要があります。

社会福祉施設等の入浴施設は「公衆浴場法」の規制を受けません。そこで、都は衛生管理指針を定め、これに基づき保健所が、関係者と連携しながら適切な衛生管理方法の普及を図っています。

- 保健所は、毎年度、社会福祉施設等を含む入浴施設とプールの管理者を対象に、施設の衛生確保や健康危機管理等をテーマとした衛生講習会を実施しています。また、各施設から定期的に管理状況や水質検査結果に関する維持管理状況報告書の提出を求め、指導を行っています。

生活環境の衛生確保

- JR立川駅周辺をはじめとした圏域の特定建築物¹⁾は、令和5年度末で246施設となり、6年前と比べて増加しています。多数の人が建築物を快適に利用できるよう、監視指導により特定建築物の衛生的環境の確保を図る必要があります。

- 一般住宅では、アレルギー疾患やシックハウス症候群²⁾に関する問題が発生することがあり、保健所に対して相談が寄せられています。また、ねずみ、アタマジラミやスズメバチなどに関する相談も市や保健所に寄せられており、駆除方法の助言等を行っています。

1) 特定建築物：「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で定める多数の人が利用する一定規模以上の建築物。事務所、店舗、ホテル、学校等が該当する。

2) シックハウス症候群：建材等から発生する化学物質や殺虫剤等による体調不良、ダニ・カビが原因となるアレルギー症状の悪化等、住まいに起因する健康被害の総称。

【生活環境相談件数（多摩立川保健所実績）】（平成30年度から令和5年度）

	空気・カビ等	ねずみ昆虫等	化学物質	その他	合計
平成30年度	3	90	2	24	119
令和元年度	3	105	7	7	122
令和2年度	7	62	3	7	79
令和3年度	2	35	1	2	40
令和4年度	0	47	0	2	49
令和5年度	1	56	1	3	61

- 近年、輸送手段の発達等により感染症流行地域から人や物資等を介して病原体が国内に侵入したり、デング熱等蚊が媒介する感染症が国内で流行することも懸念されています。

都では、蚊が媒介する感染症をまん延させないため、都内で生息する蚊を定期的に捕集し、蚊の種類と数及び感染症病原体の有無を調査するとともに、平常時から地域全体で蚊の発生抑制に取り組むための普及啓発等を行っています。

貯水槽水道等の衛生確保

- 圏域には、令和5年3月末現在、地下水を水源とする専用水道¹⁾が18施設あり、給水人口は約2.6万人、一日最大給水量は約5,700m³です。また、飲用に利用している井戸は79施設あります。地下水は、し尿や工場排水等により有機溶剤や耐塩素性病原微生物²⁾に汚染されることがあるため、汚染された水を飲用に利用しないよう、周辺の環境や水質の変化に注意する必要があります。
- 平成25年4月、地方分権の一環で「水道法」及び関連法令に係る業務が市に移譲されました。都においては、保健所設置市を除き、市から委託を受けた都の保健所が、専用水道や貯水槽水道等の監視指導等を実施しています。一方、震災時等における応急給水業務は市の業務に位置付けられています。市は都と連携して、衛生管理を含めた安全で確実な給水体制の確保に努めています。

1) 専用水道：水道事業以外の水道で、寄宿舍、社宅、療養所等において100人を超える居住者に給水する水道、又は、飲用等、人の生活用水として1日最大給水量が20m³を超える施設であって、水槽容量等が一定規模以上の水道をいう。

2) 耐塩素性病原微生物：クリプトスポリジウム、ジアルジア等、塩素剤に強い耐性をもつ病原微生物。通常の塩素濃度では殺菌できないため、膜ろ過や紫外線殺菌等で処理する。

今後の取組

(1) 環境衛生関係営業施設における衛生水準の向上を図ります

環境衛生関係営業施設及びプールの管理者は、衛生水準の維持・向上と自主管理を進めます。

保健所は、監視指導を確実に実施するとともに、管理者自らが日常管理の進捗確認や効果判定ができるように自主管理の推進を支援します。また、講習会等を活用した衛生知識の普及に努めます。

(2) 入浴施設等のレジオネラ症対策を強化します

入浴施設等の管理者は、レジオネラ症対策を進めるための自主管理に努めます。

市は、市民プール、福祉会館等公共施設のレジオネラ症対策を積極的に進めます。

保健所は、入浴施設等の衛生管理状況を報告書により把握して指導を行うとともに、必要な施設に対しては立入検査等を実施します。レジオネラ属菌の行政検査が不適となった施設に対しては、衛生管理指導を強化し、レジオネラ症患者発生時には、迅速かつ的確な対応を実施します。また、監視指導及び衛生教育を実施し、自主管理体制の構築に努めます。

(3) 快適な生活環境の確保を図ります

市及び保健所は、ねずみ、アタマジラミやスズメバチなどに関する相談対応に努めます。また、感染症を媒介する蚊の発生抑制のため、平常時の普及啓発等に努めます。

保健所は、特定建築物について、効果的な監視指導及び衛生教育を実施し、衛生的環境の確保を図ります。また、平成28年度改定の「健康・快適居住環境の指針」¹⁾等を活用し、健康で快適な室内環境の確保に向けた普及啓発に取り組みます。

(4) 飲用水の安全性を確保するための対策を図ります

水道施設の管理者は、飲用水の安全確保に努めます。

市は、公共施設の水道施設を適切に管理します。また、災害に備えて安全な飲料水を確実に確保するとともに、応急給水体制の整備を図ります。

保健所は、地下水汚染等による健康被害を防ぐため、水質監視指導等に努めます。

1) 「健康・快適居住環境の指針」：住宅を中心に、快適な居住環境の状態と快適な住まい方を示した都のガイドライン。

重点プラン 18	入浴施設等のレジオネラ症対策を推進します
指 標 ⑳	公衆浴場・旅館業・プールの維持管理状況報告書の提出率
ベースライン	97.0%（令和5年度）
指標の方向	維持・向上させる

第1部

第1章
地域保健医療推進
プランについて第2章
圏域の保健医療の
現状

第2部

第1章
健康づくりと保健
医療体制の推進第2章
高齢者及び障害者
施策の推進第3章
健康危機管理体制
の推進第4章
災害時公衆衛生の
体制整備の推進第5章
地域保健医療人材
の育成第6章
プランの推進体制重点プラン及び
指標

参考資料

圏域市の紹介（東大和市）

【東大和市の紹介】

東大和市は、北部の狭山丘陵と南部の平坦な武蔵野台地によって構成されており、多摩 26 市の中で 17 番目の大きさですが、狭山丘陵には多摩湖（村山貯水池）を擁するなど、水と緑に恵まれた地域となっています。

昭和 45 年（1970 年）10 月 1 日に市制を施行し、令和 2 年（2020 年）には市制施行 50 周年を迎えました。



【健幸都市宣言】

市政施行 50 周年の記念式典において、一人ひとりが協力して限りある命を大切にし、健康で幸せに暮らせるまちを目指して、「東大和市健幸都市」宣言を行いました。

「健康寿命」のさらなる延伸を図り、令和 22 年（2040 年）までに 65 歳健康寿命を 3 年以上伸ばし、多摩地域 26 市の中で 1 位を目指すことを目標としています。

東大和市健幸都市宣言

東大和市は、多摩湖のほとり、自然と文化に恵まれたまちです。

平和な世の中で、だれもが自分らしく、豊かな人生をいきいきと過ごすことがわたしたちの願いです。

一人ひとりが協力して、限りある命を大切にし、わたしたちは健康で幸せに暮らせるまちを目指して、ここに東大和市を「健幸都市」とすることを宣言します。

- ① 楽しく運動を続け、身体のしなやかさ、たくましさ、機能を保ちます。
- ① おいしく食べて、良好な身体を保つ食生活を実践します。
- ① 社会活動に参加し、世代をこえて人とふれあい、楽しく交流します。
- ① 健康状態を確認するため、すすんで健診を受けます。
- ① とともに協力して、笑顔を大切にし、喜びを受けとめながら生活します。

令和 2 年 9 月 26 日

第6節 アレルギー対策

現状と課題

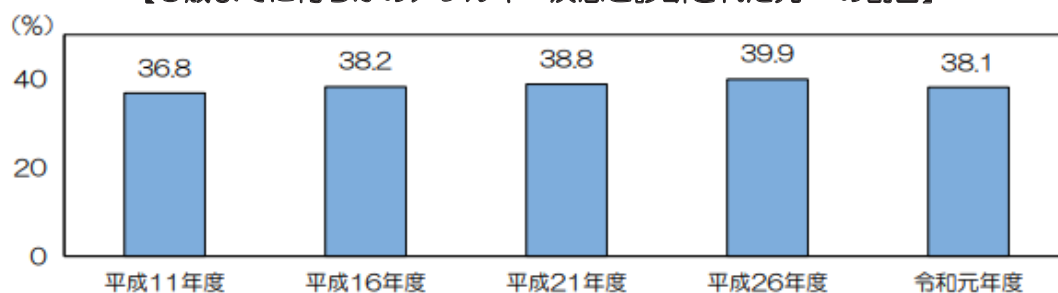
アレルギー疾患の現状と国や都の動き

- 国民の約2人に1人が、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患に罹患していると言われています。厚生労働省が行っている患者調査のデータを基にした推計では、アレルギー疾患により医療機関を受診する患者数は増加傾向にあります。アレルギー疾患の中には急激な症状の悪化を繰り返したり、重症化によって死に至る場合もあり、職場、学校、家庭等のあらゆる場面で日常生活に多大な影響を及ぼすことから、アレルギー疾患対策は重要な健康課題となっています。
- こうした状況を踏まえ、国は「アレルギー疾患対策基本法」（平成27年12月施行）を制定しました。この法律では、都道府県はアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができますとしています。都では、「東京都アレルギー疾患対策推進計画」（令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度））を策定しています。この計画を基に、適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進、患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備、生活の質の維持・向上を支援する環境づくりを推進していくこととしています。

食物アレルギー

- 都が令和元年度に実施した「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査」では、「3歳までに何らかのアレルギー症状があり、かつ診断されている児」の割合は約4割で依然高い水準で推移しています。疾患別にみると「食物アレルギー」403人（14.9%）、「じんましん」339人（12.6%）、「アトピー性皮膚炎」306人（11.3%）、「アレルギー性鼻炎」231人（8.6%）、「ぜん息」213人（7.9%）の順でした。「ぜん息」と「食物アレルギー」の診断された児の割合は、平成26年度調査と比較すると有意に低下しました。

【3歳までに何らかのアレルギー疾患と診断された児^{※1}の割合】



※1 3歳までに医師により、何らかのアレルギー疾患（ぜん息、食物アレルギー、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎またはじんましん）と診断された児

出典：東京都健康安全研究センター「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査」（令和元年度）

第1部

第1章
地域保健医療推進
プランについて第2章
圏域の保健医療の
現状

第2部

第1章
健康づくりと保健
医療体制の推進第2章
高齢者及び障害者
施策の推進第3章
健康危機管理体制
の推進第4章
災害時公衆衛生の
体制整備の推進第5章
地域保健医療人材
の育成第6章
プランの推進体制重点プラン及び
指標

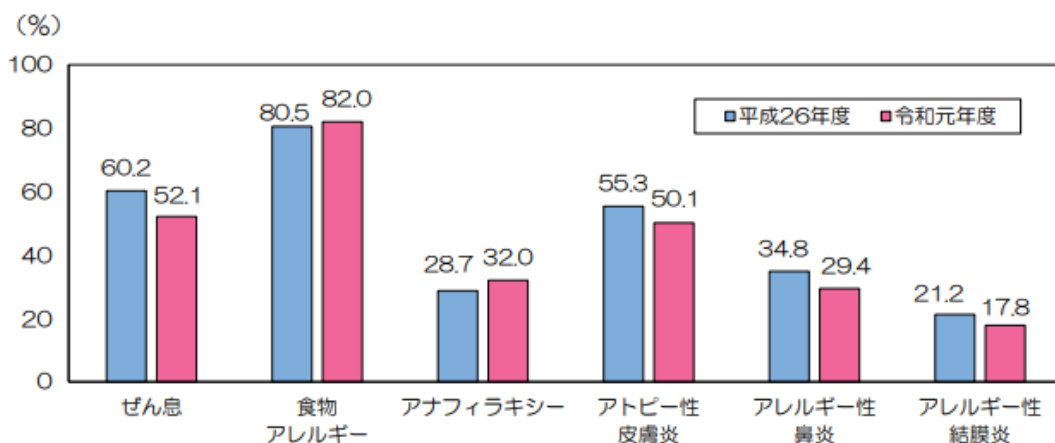
参考資料

- 食物アレルギーと診断された子供（無回答を除く。）の48.6%がアレルゲンとなる食物の除去又は制限をしていました。また、医師の診断とは別に自主的に制限や除去をしている児は30.2%であり、正しいアレルゲンの診断に基づく必要最小限の除去が行われるよう普及啓発を行うことが必要です。

また、食物アレルギーと診断された子供のうち、5人に1人が誤食により症状が出たことが明らかになっています。誤食の起こった場所は「自宅」が69.0%と最も多く、次いで「飲食店等の外食先」32.2%、「親戚・知人宅」18.4%、「保育施設等」10.3%でした。こうしたことから、誤食を防ぐとともに、症状が出現した際に適切な対応を行うことを支援する必要があります。

- 令和元年度に、都内児童福祉施設、幼稚園等8,120施設を対象に実施した「アレルギー疾患に関する施設調査」では5,187施設からの回答がありました。82.0%の施設に食物アレルギー、52.1%にぜん息のある園児・児童が在籍していました。在籍数は食物アレルギーが6.1%、ぜん息が2.6%、アトピー性皮膚炎が2.3%でした。また、約9割の施設が「食物アレルギーのある園児・児童を受け入れる」と回答しており、「預からない」と言う回答割合が高かった家庭保育でも、前回調査よりも「預かる」割合が増加しています。また、「エピペン¹⁾」を処方されている子供を受け入れる」と回答した施設は74.1%で割合は前回調査から13.8ポイント増加しました。

【アレルギーのある園児・児童が在籍している施設割合（5,187施設）】



出典：東京都健康安全研究センター「アレルギー疾患に関する施設調査」（令和元年度）

- 地震や風水害といった自然災害に対して、アレルギー疾患を持つ方には、アレルギー児用粉ミルクやアレルギー対応食の確保、炊き出し等での誤食防止、アレルギー食材の混入防止等、特別な配慮が必要になります。平時の備えや家庭での備蓄方法、災害発生時の避難所での対応など準備が求められます。

1) エピペン：「アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）」は、アナフィラキシー症状をきたした患者に対して、医師の治療を受けるまでの間、症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤。患者の病状に応じて、エピペン処方登録医師により処方される。

- 国は、平成13年4月から、食物アレルギーによる健康被害を防止するため、アレルゲンのうち発症件数が多いものや発症した際の症状が重いものを含む加工食品について、表示を義務付けています。しかし、外食及び中食（以下「外食等」という。）では、アレルゲンの表示義務はなく、アレルゲン情報を適切に提供している施設は多くはありません。

平成26年、消費者庁は、食物アレルギーに関する学識経験者や患者団体、外食等の事業者団体等からなる「外食等におけるアレルゲン情報の在り方検討会」を設置・開催し、外食等事業者による自主的なアレルゲン情報の提供について、中間報告を取りまとめました。

- 都では、平成31年（2019年）2月には、アレルギーの状態に応じて適切な医療を受けることができるように、アレルギー疾患医療拠点病院及び専門病院を指定しました。アレルギー疾患医療拠点病院では、専門的な医療を提供するとともに、都と協力して、研修等による医療従事者等の人材育成や患者・家族等への普及啓発等を中心になっています。東京都立小児総合医療センター（小児型）では、医師やアレルギーエデュケーターによる、保育士や幼稚園教諭、小中学校教諭等を対象にした食物アレルギー講習会（緊急時に使用するエピペンの使用方法を模擬的に体験するなど）を実施しています。

花粉症

- 花粉症は、スギなどの特定の花粉によって起きるアレルギー疾患です。原因となる花粉は、スギ以外にもヒノキ、ブタクサ、ヨモギ、カナムグラなど様々な種類が報告されています。都では10年ごとに「花粉症患者実態調査」を行っています。平成28年度に都内で実施した結果では、都民のスギ花粉症の推定有病率は、48.8%であると推計されています。平成8年度の調査では19.4%、平成18年度の調査では28.2%であり、今回の結果と合わせてみると、スギ花粉症の患者数は年々増加している傾向にあります。
- 都は、花粉症に関する根本的治療の臨床研究やディーゼル車の排気ガス規制、花粉の少ない森づくりなど総合的な花粉症対策を進めてきました。また、花粉症予防対策として、都内のスギ・ヒノキ科花粉及びブタクサなど草本類の飛散状況を観測し、インターネット等で情報提供しています。スギ・ヒノキ科花粉については、飛散量や飛散開始日等の予測も行い公表しています。

その他のアレルギー疾患対策

- 都では、昭和47年から、大気汚染の影響を受けたと推定される疾病（気管支ぜん息等）にかかった18歳未満の方に対して、一定の要件を満たす場合に、医療費を助成しています。
- 室内環境要因も、ぜん息等アレルギー疾患と関連があるとされており、発症予防や症状軽減のためには、室内のアレルゲン（ダニ、ハウスダスト、カビ、動物の毛やフケ等）対策を通じた良好な室内環境の確保が重要です。

第1部

第1章
地域保健医療推進
プランについて第2章
圏域の保健医療の
現状

第2部

第1章
健康づくりと保健
医療体制の推進第2章
高齢者及び障害者
施策の推進第3章
健康危機管理体制
の推進第4章
災害時公衆衛生の
体制整備の推進第5章
地域保健医療人材
の育成第6章
プランの推進体制重点プラン及び
指標

参考資料

今後の取組

(1) アレルギー疾患対策の普及啓発を推進します

都では、2月を「東京都アレルギー疾患対策強化月間」とし、普及啓発を重点的に行います。保健所及び市は、日常生活や室内アレルゲン対策に関する相談対応の充実を図るとともに、アレルギー疾患に関する総合サイト「東京都アレルギー情報 navi.」や各種ガイドブック等を活用して正しい知識の普及啓発を図ります。

(2) 食物アレルギー対策を推進します

保健所及び市は、住民がアレルゲンを含む加工食品に対し適切な対応ができるよう、各種保健事業を通じて、食物アレルギー対策に関する普及啓発に努めます。

保育所、幼稚園及び学校では、食物アレルギーに対する理解を深めて対応マニュアルを作るとともに、アナフィラキシー等の緊急時には適切な判断・対応を行います。

保健所は、衛生監視指導や衛生講習会などを通じ、食品関係事業者に対して、アレルゲン表示の適正化を図るよう指導するとともに、学校給食等におけるアレルゲンの混入防止対策について、必要な助言、指導を行います。

また、栄養管理講習会などを通じて、特定給食施設等の栄養管理者等に対し、給食提供時のアレルギー対応に必要な情報提供を行います。

さらに、市と連携・協力し、災害時の準備として、保育所等の通所施設や関係機関に対して、利用者に災害時に対応するための家庭での備蓄を促す情報提供を行うとともに、炊き出しや食料提供などに関わる方への必要な情報提供を行います。

(3) 花粉症に関する相談対応の充実を図ります

保健所及び市は、花粉症に関する相談に対して、アレルゲンとなる花粉との接触をなるべく避けるための生活方法などについて助言を行います。

保健所は、飛散予測に資するため花粉飛散量の測定を実施するとともに、花粉飛散量等を掲載したホームページの紹介や小冊子「花粉症一口メモ」の配布等により、花粉症の予防・治療に役立つ情報の提供に努めます。

コラム

東京都アレルギー情報navi.

Tokyo Allergy Portal Site



都は、アレルギー疾患に係る様々な情報を都民や保育施設・医療機関等の従事者等にお届けするため、『東京都アレルギー情報navi.』を開設しています。

アレルギー疾患に係る基礎知識、対応・対策、緊急時の対応、ガイドラインや出版物、医療機関情報等について、新しく分かりやすい情報をお知らせしています。

The screenshot shows the homepage of the Tokyo Allergy Portal Site. At the top, there is a navigation bar with links for English, audio playback, site map, and a combined page for medical professionals. Below this is a search bar and a menu with categories like 'Allergy Information', 'Guidelines', 'Publications', 'Laws', and 'Medical Institutions'. The main content area features a large banner with the 'Key-chan' character and text about understanding allergies correctly. Below the banner are several buttons for 'Diseases' (e.g., Food Allergy, Asthma) and 'Aim' (e.g., Know Allergy, Find Resources). A section titled 'News from Tokyo' lists recent events and seminars. At the bottom, there are links for 'Allergy-related information' and 'Allergy facts'.

掲載コンテンツ

アレルギー疾患の基礎知識／症状軽減等のための自己管理方法／研修教材等の出版物／緊急時対応マニュアル／専門医・医療機関情報／診療ガイドライン等の情報／よくある質問／講演会・研修情報／関連リンク 他

東京都 アレルギー情報

検索

第1部

第1章
地域保健医療推進
プランについて第2章
圏域の保健医療の
現状

第2部

第1章
健康づくりと保健
医療体制の推進第2章
高齢者及び障害者
施策の推進第3章
健康危機管理体制
の推進第4章
災害時公衆衛生の
体制整備の推進第5章
地域保健医療人材
の育成第6章
プランの推進体制重点プラン及び
指標

参考資料